

令和6年度 市民税・県民税(住民税)の申告の手引き

令和6年1月1日現在、福井市にお住まいの方で、令和5年度市民税・県民税申告書を提出された方を対象に令和6年度の申告書をお送りいたします。この手引きをお読みの上、申告が必要な方は、**申告期限**までに申告書を提出していただきますようお願いいたします。

申告をしていただく方

● 令和6年1月1日現在、福井市に住所があった方で、主に次にあてはまる方

「令和5年中」や「令和5年分」とは
令和5年1月1日から令和5年12月31日までの
期間に係る内容をいいます。



① 令和5年中に、給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方 ※パート・アルバイトの方を含みます。

- 令和5年中の所得が給与所得のみで、令和5年中に、退職された方
- 勤務先から本市に給与支払報告書が提出されていない方(勤務先に提出状況をご確認ください。)
- 令和5年中に2か所以上の勤務先から給与の支払を受け、所得税の確定申告をする必要のない方
- 令和5年中に日雇で給与を受けている方などで、源泉徴収票のない方
- 令和5年中に営業等・農業・不動産・配当・一時所得などの所得、個人年金などの雑所得のある方
※給与所得以外の所得が20万円以下で、確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。
- 医療費控除・寄附金控除などの控除を受ける方
※勤務先で所得税の年末調整をされてない場合や、控除の追加により所得税の還付を受ける場合は、税務署に所得税の確定(還付)申告が必要です。

② 令和5年中に、公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する方

- 令和5年中に営業等・農業・不動産・配当・一時所得などの所得、個人年金などの雑所得のある方
- 令和5年分の源泉徴収票に含まれない各種控除(社会保険料・生命保険料・扶養・医療費などの控除)を追加する方
※公的年金等の収入額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。

③ 令和5年中に、営業等・農業・不動産・配当・一時所得などの所得、個人年金などの雑所得のあった方

※令和5年中に事業所得(営業等、農業)又は不動産所得がある方は、収入金額及び必要経費の内容を明らかにする「収支内訳書」などを申告書に添付してください。

新たに 森林環境税が 導入されます

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税されます。その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

市民税・県民税の均等割は、東日本大震災をふまえ、地方公共団体が実施する防災事業の財源確保のため、地方税の臨時特例に関する法律が制定され、平成26年度から10年間(令和5年度まで)に限り、臨時的に市民税・県民税均等割額にそれぞれ500円を加算することとされていました。この臨時的措置が終了し、令和6年度からは新たに森林環境税が導入されます。

		令和5年度 まで	令和6年度 以降
国 税	森林環境税		1,000円
県民税	市民税・県民税	1,500円	1,000円
市民税	均等割	3,500円	3,000円
計		5,000円	5,000円

● 収入がなかった方、もしくは、非課税所得(遺族年金・障害年金・雇用保険給付など)のみの方

令和5年中に収入がない方であっても、この申告書が所得・課税証明の発行や福祉・教育、国民健康保険税の軽減や介護保険料の算定等の資料となりますので、申告書表面の左下部分の「令和5年中に収入がなかった方の記入欄」及び「所得金額の合計」欄に「0」をご記入ください。なお、扶養控除等を追加される場合は該当項目を記入ください。

申告をしなくてもよい方

① 令和5年分の所得税の確定申告をした方

事業・不動産等の所得金額が所得税の所得控除額を超える方などは、原則として税務署に確定申告が必要です。確定申告については、税務署にお問合せください。(福井税務署:TEL 0776-23-2690(自動音声案内))

② 令和5年中の所得が給与所得(年末調整済み)のみ、もしくは、公的年金等の所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方

③ 本市に住所がある方の税法上の扶養親族・控除対象配偶者になっている方

申告の受付期間

令和6年3月15日(金)まで

※平日のみ開庁 9時~12時、13時~17時
※税務署でを行う所得税の確定申告は2月16日(金)からです。ご注意ください。

申告の受付・提出先

福井市役所 本館2F 市民税課 : 〒910-8511 福井市大手3丁目10-1 TEL.0776-20-5306

美山・越廼・清水連絡所においても受付を実施いたします。ただし、清水連絡所については、2月21日(水)、22日(木)、26日(月)、27日(火)のみの受付となります。

※FAXおよび電子メールでの申告受付は行っておりません。 ※お問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合があります。

申告書を提出する際は、本人確認(個人番号の確認と身元確認)をさせていただきますので、下記の①又は②のいずれかをご持参ください(郵送による申告の場合は写しの提出をお願いします)。代理人が申告する場合は、委任状及び、代理人の本人確認書類(下記①又は②のいずれか)が必要です。

① 個人番号カード(郵送の場合は両面の写し) ② 個人番号確認書類(住民票等)及び身元確認書類(運転免許証、パスポート等)

◎申告窓口の混雑緩和のため、申告書は郵送での提出にご協力ください。

返信用封筒に、下記の「申告書に添付するもの」記載の該当する資料を同封してください。また、申告内容をお尋ねする場合がありますので日中に連絡の取れる電話番号を必ずご記入ください(郵送で提出される方の中で受付書・申告書「控」が必要な場合は84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください)。

申告書に添付するもの(該当項目のみ)

- 所得がわかる書類……………給与や年金の源泉徴収票、事業主の支払証明書、事業の収支内訳書等の原本
- 社会保険料控除……………領収書、控除証明書、支払証明書等の原本
- 生命保険料、地震保険料控除…保険会社発行の控除証明書の原本
- 医療費控除……………医療費控除の明細書 ※領収書等はご自宅で5年間保存してください。
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の明細書
- 寄附金控除……………寄附金の受領書等の原本
※ふるさと納税のワンストップ特例制度をご利用の方は、全ての寄附金(ワンストップ特例制度利用分含む)について申告書に記入してください。(確定申告も同様)
- 雑損控除……………その事実や損害金額がわかる書類
- 障害者控除……………障害者手帳などの証明書(要介護認定を受けている方は、市の介護保険課が発行する障害者控除対象者認定書)
- 勤労学生控除……………学生証などの在学を証明する書類
- 国外に居住する親族を扶養親族とする場合…各扶養親族分の公的機関が発行する親族関係書類、送金関係書類およびそれぞれの翻訳文

事業の収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成し、合計金額を計算しておいてください。
※領収書は自宅で5年(青色は7年)保存してください。

※30歳以上70歳未満の国外居住親族を扶養とする場合は、次の①~③のいずれかが該当する場合にのみ扶養親族とすることができます。

- ①留学により非居住となったもの(留学ビザ等の書類が必要) ②障害者(障害者手帳等が必要)
- ③38万円以上の送金を受けているもの(そのものへの送金額が38万円以上であることを明らかにする書類が必要)

はじめに 住所・氏名等の記入

※既に住所の印字がある場合は、印字内容に間違いがないが確認し、「□上記住所と同じ」にチェックしてください。
 ※電話番号(携帯電話も可)を忘れず記入してください。
 ※代理申請の場合は、代理人の欄に記入してください。代理人が本人と世帯が異なる場合は、委任状が必要です。

以下の番号・記号は申告書の番号・記号に対応しています。

収入があった方 手順1 収入金額、手順2 所得金額の記入(収入がなかった方は手順6を記入)

令和5年1月1日から12月31日までの1年間の収入金額およびその所得金額(収入金額-必要経費など)を記入してください。
 ※各所得に応じた、源泉徴収票(原本)、収支内訳書、明細書などの所得のわかる書類を添付してください。
 ※所得によっては、手引き4ページ上の**手順3**を参考に、申告書裏面に先に記入してください。

所得の種類	所得の説明	申告書裏面番号
①営業等所得	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、サービス業などの営業から生じた所得や、医師、弁護士、外交員、工、または漁業などの事業から生じた所得	7
②農業所得	農産物の生産や果樹などの栽培、酪農などの事業から生じた所得	
③不動産所得	建物や土地などの不動産の貸付けから生じた賃貸料や権利金などの所得	13
④利子所得	公社債および預貯金の利子などの源泉分離課税を選択しなかった所得	
⑤配当所得	株式や出資の配当などの所得 ※上場株式等で住民税が徴収されている場合には、申告しないことを選択できます。	14
⑥給与所得	給料、賞与や賞金(パート・タイマーやアルバイトとして受けたものを含む)などの所得 ※計算方法は下記「表1」を参照してください。 ※特定支出控除を受ける場合は、確定申告が必要となります。確定申告を要しない方は、住民税申告が必要です。	9
⑦公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金などの所得(遺族年金、障害年金、心身障害者扶養共済制度の給付金などは除く) ※計算方法は下記「表2」を参照してください。 改定通知・振込通知では受付できません。	-
⑧業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得	10
⑨その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得	
⑩総合譲渡所得(短期・長期)	土地、建物以外の資産(自動車・機械や土砂・砂利など)を売った場合などに生じた所得 短期……所有期間5年以下 ※所有期間は、取得の日以降譲渡の日までの期間です。 長期……所有期間5年超	11
⑪一時所得	臨時・偶発的な性質の所得で、生命保険等契約に基づき受け取った一時金(年金形式で受け取った場合は雑所得)、賞金や懸賞金など金などの所得	

◎事業所得計算や事業専従者に関する項目、土地・建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得、分離の配当所得など分離課税の所得については、申告書裏面に記入欄があります。

表1 給与と所得の金額の求め方

給与等の収入金額	給与所得の金額 ※1円未満の端数切捨て
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入- 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(A)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(A)×2.8- 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A)×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	給与収入-1,950,000円

給与収入÷4=算出金額(A)
(千円未満の端数切捨て)

この手引きに記載してある事項は、申告の際に必要な一般的な事項について記載しています。ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。
 この手引きは、令和5年11月30日時点の地方税法および福井市での決定事項に基づき作成しています。税法の改正が行われた場合は、改正後の税法により税額を計算します。

◎所得金額調整控除 該当する場合は、下記の方法で算出した額を、給与所得から差し引くことができます。適用する場合は、申告書表面「⑥ 給与」の「□調整」にチェックを入れてください。

(1) 介護・子育て世帯の場合 給与収入が850万円を超え下記の③～⑤いずれかに該当する場合は、「裏面18」を記入し、給与所得の金額から次の算式により計算した金額を控除
◎本人が特別障害者 ◎特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合 ◎23歳未満の扶養親族を有する場合
(給与等の収入金額(上限:1,000万円) - 850万円) × 10%

(2) 給与所得と公的年金等所得の双方がある場合 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除
給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円
 ※(1),(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

表2 雑所得(年金)の金額の求め方

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計(B)	公的年金等に係る雑所得の金額 ※1円未満の端数切捨て			
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	2,000万円超
65歳未満	～ 1,299,999円	(B) - 600,000円	(B) - 500,000円	(B)	(B) - 400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(B)×0.75 - 275,000円	(B)×0.75 - 175,000円	(B)×0.75 - 75,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	(B)×0.85 - 685,000円	(B)×0.85 - 585,000円	(B)×0.85 - 485,000円	
	7,700,000円～9,999,999円	(B)×0.95 - 1,455,000円	(B)×0.95 - 1,355,000円	(B)×0.95 - 1,255,000円	
65歳以上	～ 3,299,999円	(B) - 1,955,000円	(B) - 1,855,000円	(B) - 1,755,000円	
	3,300,000円～4,099,999円	(B)×0.75 - 275,000円	(B)×0.75 - 175,000円	(B)×0.75 - 75,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	(B)×0.85 - 685,000円	(B)×0.85 - 585,000円	(B)×0.85 - 485,000円	
	7,700,000円～9,999,999円	(B)×0.95 - 1,455,000円	(B)×0.95 - 1,355,000円	(B)×0.95 - 1,255,000円	
10,000,000円～	(B) - 1,955,000円	(B) - 1,855,000円	(B) - 1,755,000円		

申告書の書き方(表面)

はじめに

令和6年1月1日現在の住所 福井市大手3丁目10-1 業種又は職業 食品小売業

現住所 フライ タロウ 電話番号 0776 - 20 - 5306

氏名 福井 太郎 代理人の氏名 (続柄)

生年月日 明・大 48・7・6

手順1 収入金額等

1 収入金額等	事業所得	2,200,000円
2 所得金額	事業所得	196,400円
3 所得金額	雑所得	2,405,000円
4 所得金額	雑所得	2,601,400円

手順2 所得金額

1 収入金額等	事業所得	2,200,000円
2 所得金額	事業所得	196,400円
3 所得金額	雑所得	2,405,000円
4 所得金額	雑所得	2,601,400円

手順3 雑損控除

13 雑損控除	損害の種類	損害の程度	控除額
14 医療費控除	医療費の種類	医療費の種類	控除額
15 社会保険料控除	社会保険の種類	社会保険の種類	控除額
16 小規模企業共済等掛金控除	掛金の種類	掛金の種類	控除額
17 生命保険料控除	生命保険の種類	生命保険の種類	控除額
18 地震保険料控除	地震保険の種類	地震保険の種類	控除額
19 寡婦控除	寡婦の種類	寡婦の種類	控除額
20 ひとり親控除	ひとり親の種類	ひとり親の種類	控除額
21 勤労学生控除	勤労学生の種類	勤労学生の種類	控除額
22 障害者控除	障害者の種類	障害者の種類	控除額

手順4 給与等

13 雑損控除	50,000円
14 医療費控除	135,000円
15 社会保険料控除	70,000円
16 小規模企業共済等掛金控除	25,000円
17 生命保険料控除	330,000円
18 地震保険料控除	450,000円
19 寡婦控除	430,000円
20 ひとり親控除	430,000円
21 勤労学生控除	430,000円
22 障害者控除	430,000円
合計	1,490,000円

手順5 納税方法の記入

市民税・県民税が給与から差し引き(特別徴収)されている方で、給与・公的年金等以外の所得にかかる納税方法をいずれか選択してください。
 給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

手順6 収入がなかった方

生活費の入手先など該当する項目に○をのすか、記入してください。
 該当項目がない場合は、(3)その他に状況等を記入してください。

手順3 所得控除、手順4 所得控除額の記入

所得から差し引かれる金額です。 ※所得税の所得控除額と異なる項目があります。

項目	適用範囲と所得控除額																																																					
13 雑損控除	令和5年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族が、災害や盗難、横領によって生活に通常必要な住宅・家具等の資産に損害を受けたとき ①(損害金額-保険金などで補てんされる金額)-総所得金額等×10% ②(災害関連支出の金額)-5万円 ①と②のいずれか多い方の金額が控除額となります。																																																					
14 医療費控除	令和5年中に、あなたが、あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払ったとき あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている場合、あなたやあなたと生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払ったとき (支払った特定一般用医薬品等購入費の額-保険金などで補てんされる金額)×5%のいずれか少ない方の金額=控除額(最高200万円)																																																					
15 社会保険料控除	令和5年中に、あなたが、あなたやあなたと生計を一にする親族の社会保険料(国民健康保険、健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険、国民年金など)を支払ったとき 保険料の支払いを証する控除証明書または領収書等の原本を添付してください。 ※口座振替となっている社会保険料については、口座名義人の控除となります。																																																					
16 小規模企業共済等掛金控除	令和5年中に、あなたが、小規模企業共済や心身障害者扶養共済などの掛金を支払ったとき 証明書の原本を添付してください。																																																					
17 生命保険料控除	令和5年中に、あなたが、生命保険契約に基づいて保険料を支払ったとき (一般生命保険料控除額)+(個人年金保険料控除額)=控除額(最高70,000円) 控除証明書の原本を添付してください。 ※一般生命保険料と個人年金保険料のそれぞれについて、新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)と旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)の両方ある場合、①新契約のみで申告、②旧契約のみで申告、③新契約と旧契約の両方で申告のいずれかを選択できます。ただし、③の申告を選択した場合、控除額は最高28,000円となります。 ※介護医療保険料については、①新契約のみで申告となります。 【新契約に基づく控除額】 12,000円以下………支払保険料の全額 15,001円～32,000円………支払保険料×1/2+6,000円 32,001円～56,000円………支払保険料×1/4+14,000円 56,001円以上………一律28,000円 【旧契約に基づく控除額】 15,000円以下………支払保険料の全額 15,001円～40,000円………支払保険料×1/2+7,500円 40,001円～70,000円………支払保険料×1/4+17,500円 70,001円以上………一律35,000円																																																					
18 地震保険料控除(旧長期損害保険)	令和5年中に、あなたが、地震保険契約に基づいて保険料を支払ったとき 控除証明書の原本を添付してください。 (地震保険料控除額)+(旧長期損害保険料控除額)=控除額(最高25,000円) 【地震保険料控除額】 50,000円以下………支払保険料×1/2 50,001円以上………一律25,000円 【旧長期損害保険料控除額】 5,000円以下………支払保険料の全額 5,001円～15,000円………支払保険料×1/2+2,500円 15,001円以上………一律10,000円 ※旧長期損害保険料は平成18年12月31日までに締結された保険期間が10年以上で満期返戻金などのある長期損害保険で、平成19年1月1日以降契約変更していないもののみ適用されます。 ※一つの損害保険契約のなかに地震保険料と旧長期損害保険料と両方が含まれている場合は、いずれか一つを選択してください。																																																					
19 寡婦控除	合計所得金額が500万円以下かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない次のいずれかの女性 ①夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人 ②夫と別れた後再婚していない人で子以外の合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有する人 260,000円																																																					
20 ひとり親控除	事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、合計所得金額が500万円以下の人 300,000円																																																					
21 勤労学生控除	あなたが大学、高校、各種学校などの学生で、令和5年中の合計所得金額が75万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき 学生証を提示または写しを添付してください。 260,000円																																																					
22 障害者控除	あなたやあなたの扶養控除の対象となる扶養親族や同一生計配偶者で、心身に障害のある人がいるとき 障害者手帳等を提示または写しを添付してください。 ※障害者手帳などを交付されなくても65歳以上の方で手帳の交付基準に準ずると認められる場合は申請に基づき市の介護保険課が発行する「障害者控除対象者認定書」により、障害者控除を受ける事ができます。 ※年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)の方でも上記に該当している場合は障害者控除の対象となります。 ※同一生計配偶者については、申告書23～24の欄もご記入ください。 普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円																																																					
23～24 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	あなたと生計を一にする配偶者(ただし、他の人の扶養親族、控除対象配偶者、同一生計配偶者及び専従者を除く。)の令和5年中の合計所得金額が下表に当てはまるとき <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> <th rowspan="2">【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与の収入金額</th> </tr> <tr> <th>～9,000,000円</th> <th>9,000,001円～9,500,000円</th> <th>～9,500,001円10,000,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 480,000円以下</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> <td rowspan="2">1,030,000円以下</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 480,001円～1,000,000円</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 1,000,001円～1,050,000円</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> <td rowspan="2">1,030,001円～1,550,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 1,050,001円～1,100,000円</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 1,100,001円～1,150,000円</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> <td rowspan="2">1,668,000円～1,751,999円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 1,150,001円～1,200,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 1,200,001円～1,250,000円</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> <td rowspan="2">1,832,000円～1,903,999円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 1,250,001円～1,300,000円</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 1,300,001円～1,330,000円</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> <td rowspan="2">1,972,000円～2,015,999円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 1,330,001円～</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与の収入金額	～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	～9,500,001円10,000,000円	配偶者の合計所得金額 480,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円	1,030,000円以下	配偶者の合計所得金額 480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	配偶者の合計所得金額 1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	1,030,001円～1,550,000円	配偶者の合計所得金額 1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	配偶者の合計所得金額 1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,668,000円～1,751,999円	配偶者の合計所得金額 1,150,001円～1,200,000円	210,000円	110,000円	60,000円	配偶者の合計所得金額 1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,832,000円～1,903,999円	配偶者の合計所得金額 1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	配偶者の合計所得金額 1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	1,972,000円～2,015,999円	配偶者の合計所得金額 1,330,001円～	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与の収入金額																																																		
	～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	～9,500,001円10,000,000円																																																			
配偶者の合計所得金額 480,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円	1,030,000円以下																																																		
配偶者の合計所得金額 480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円																																																			
配偶者の合計所得金額 1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	1,030,001円～1,550,000円																																																		
配偶者の合計所得金額 1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円																																																			
配偶者の合計所得金額 1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,668,000円～1,751,999円																																																		
配偶者の合計所得金額 1,150,001円～1,200,000円	210,000円	110,000円	60,000円																																																			
配偶者の合計所得金額 1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,832,000円～1,903,999円																																																		
配偶者の合計所得金額 1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円																																																			
配偶者の合計所得金額 1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	1,972,000円～2,015,999円																																																		
配偶者の合計所得金額 1,330,001円～	0円	0円	0円																																																			

(注)他の人の扶養親族、控除対象配偶者、同一生計配偶者を除きます。
 なお、扶養親族には、専従者は含まれませんが、生計を一にする子は専従者を含みます。
 寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外です。

随時、福井市ホームページにおいて、申告に関するお知らせの更新を行っています。

福井市役所 市民税課 検索

申告書書き方の動画

(i)@twitter

手順 8 該当箇所を記入してください。

金額が明らかとなる書類(収支内訳書、源泉徴収票など)の提出がない限り申告受付後に収入・所得の減額や経費の追加を行うことはできません。

申告書の書き方(裏面)

7. 営業・農業・不動産所得
 収支内訳書を別に作成されていない場合は、事前に記入しておいてください。
 ①および②の金額を申告書表面の該当する収入および所得欄に記入してください。
 ②専従者控除額を記入した場合は、[8 事業専従者に関する欄]も記入してください。

事業専従者控除は、次の①と②の金額のいずれか少ない方の金額です。
 ①50万円(配偶者の場合は86万円)
 ②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者数+1)
 =控除額

家内労働者等は、給与収入金額が55万円未満の場合で、55万円から給与収入金額を差し引いた残額が、その事業などの実額経費より多い場合は、差し引いた残額を必要経費とすることができます。
 ※家内労働者等とは、内職をしている人、生命保険や商品販売の外交員などとしている人をいいます。

9. 給与所得の内訳(源泉徴収票のない方)
 日給など給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。月給は、手取り額ではなく、保険料等を差し引く前の総支給額です。合計額を申告書表面の[給与]に記入してください。

10. 雑所得(公的年金等以外)
 収入金額は申告書表面の[業務]・[その他]に、収入金額から必要経費を引いた所得金額はそれぞれ⑧・⑨に、⑦・⑧・⑨を合計したものを⑩に記入してください。明細書等をお持ちください。

16. 別居の扶養親族等に関する事項
 申告書表面に記入した扶養親族のうち、別居の方の内容を記入してください。
 ※国外に居住する親族を扶養する場合は、別途関係書類の提出が必要です。

18. 所得金額調整控除に関する事項
 給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合は、対象者について記入してください。
 ・本人、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者である
 ・23歳未満の扶養親族がいる

11. 総合譲渡・一時所得
 ㊦・㊧・㊨の金額を申告書表面の該当する収入欄に、⑪の金額を[総合譲渡・一時⑪]に記入してください。明細書等をお持ちください。

12. 分離課税の所得

分離譲渡	土地、建物等の譲渡による所得 ※所有期間は譲渡した年の1月1日現在において所有していた期間です。 ・短期……所有期間5年以下 ・長期……所有期間5年超
株式等の譲渡	株式等を買った場合に生じた所得、上場株式等の配当所得 ※上場株式等で住民税が徴収されている場合には、申告しないことを選択できます。
上場株式などの配当(分離分)	金融商品など先物取引により生じた所得
先物取引	山林の伐採または譲渡による所得 ※所有期間5年以下は事業所得または雑所得
山林	退職金など ※支給時に特別徴収されるため申告不要
退職	

計算書等をお持ちください。

13. 配当控除
 申告された総合課税の配当所得に下表の割合を掛けた金額が算出所得割額から税額控除されます。計算書等をお持ちください。
 ※配当の種類、課税所得等の金額によっては、控除率の違うものや配当控除がないものがあります。

課税標準額	市民税	県民税
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円を超える部分	0.8%	0.6%

14. 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除
 申告された上場株式等配当・株式等の譲渡により既に特別徴収されている住民税額分については算出所得割額から税額控除されます。計算書等をお持ちください。

15. 寄附金控除
 令和5年中に、地方自治体や福井県共同募金会、日本赤十字社福井県支部、福井県・福井市が条例で指定した団体に対する寄附金がある場合、次の①の計算式により求められた金額が算出所得割額から税額控除されます。ただし、ふるさと納税制度の対象に指定されている地方公共団体の寄附金(特別控除対象)の場合のみ、①と②を合計した控除額になります。受領証等を添付してください。
 ①(寄附金額-2,000円)×10%(市民税6% 県民税4%)
 ②(寄附金額-2,000円)×(90%-所得税の限界税率(0~45%))×1.021
 ※①の寄附金額は、総所得金額の30%が限度です。また、②の控除限度額は、所得割額の20%です。
 ※ワンストップ特例制度を適用している寄附金も含めて記入してください。なお、この申告書を提出された場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されなくなります。所得税分の控除も希望される場合は、税務署での確定申告を行ってください。

市民税・県民税の計算方法(総合課税分)

収入金額	-	必要経費等	=	所得金額
所得金額	-	所得控除額(所得から差し引かれる金額)	=	課税標準額(1,000円未満切捨て)
課税標準額	×	税率10%(市民税6%、県民税4%)	-	税額控除
所得割額	+	均等割額4,000円(市民税3,000円、県民税1,000円) + 森林環境税1,000円	=	年税額

※東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度より市民税・県民税均等割額に一年間1,000円が加算されていますが、令和5年度で終了し令和6年度からは新たに森林環境税が課税されます。
 ※課税標準額に税率を掛けたものを算出所得割額といいます。
 ※土地・建物・株式等の譲渡、配当(分離課税)等の分離課税所得については、総合課税分とは別に課税されます。

◎非課税規定

【均等割・所得割ともにかからない方(非課税)】… 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者(平成18年1月3日以降生まれ)で、合計所得金額が135万円以下の方
 【均等割がかからない方(非課税)】…………… 合計所得金額≤315,000円×(1+扶養人数)+189,000円(扶養している場合のみ加算)+100,000円→
 【所得割がかからない方(均等割は課税されます)】… 総所得金額等≤350,000円×(1+扶養人数)+320,000円(扶養している場合のみ加算)+100,000円→
 ※森林環境税が非課税となる基準は、市民税・県民税均等割額が非課税の基準と同じです。
 ※扶養人数：扶養親族および同一生計配偶者の合計数。16歳未満の扶養親族も含まれます。
 ※合計所得金額：損失繰越控除前の総所得金額、株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額(分離課税分除く)の合計額
 ※総所得金額等：合計所得金額に各種繰越控除等を適用して計算した金額

◎税率

	均等割	総合課税分所得割	主な分離課税分所得割			
			短期譲渡所得(一般所得分)	長期譲渡所得(一般所得分)	株式等譲渡所得	上場株式等の配当(申告分離分)
市民税	3,000円	6%	5.4%	3.0%	3.0%	3.0%
県民税	1,000円	4%	3.6%	2.0%	2.0%	2.0%

◎調整控除 所得税と住民税の人的控除額の差(右表)による負担増を調整するため、算出所得割額から税額控除します。
 ・合計課税所得金額が200万円以下の場合、次の①と②のいずれか小さい額の5%(市3%県2%)
 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
 ・合計課税所得金額が200万円超の場合、次の①から②の額を控除した額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市3%県2%)
 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した額
 ※ただし、合計所得金額が2,500万円超の場合は適用外です。
 ※合計課税所得金額：課税総所得金額、課税退職所得金額(現年分離分を除く)、課税山林所得金額の合計額

◎住宅借入金等特別税額(住宅ローン)控除 算出所得割額から税額控除します。
 対象については、税務署に提出される「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を参考にします。詳細は、税務署にお問い合わせください。

対象	適用条件	所得税において住宅ローン控除の適用があり、所得税額から住宅ローン控除を控除した結果、住宅ローン控除の残額がある方
控除限度額	居住開始時期	平成26年1月~平成26年3月 平成26年4月~令和5年12月(注1)(注2)
	控除限度額	最高97,500円 最高136,500円
控除額算出方法	控除額	次の①と②のいずれか少ない金額を、控除限度額の範囲内で控除します。(※所得税額は住宅ローン控除適用前)
	算出方法	①所得税の課税総所得金額等(注3)×5% ②控除残額(住宅ローン控除可能額-前年分の所得税額) ①所得税の課税総所得金額等(注3)×7% ②控除残額(住宅ローン控除可能額-前年分の所得税額)

注1：消費税率8%もしくは10%が適用される住宅所得等の場合に限り、それ以外の場合は平成26年3月31日までの控除限度額と同様とします。
 注2：令和4年以降に入居した方は、消費税率10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合に限られ、それ以外の場合は平成26年3月31日までの控除限度額と同様とします。
 注3：所得税の課税総所得金額等：所得税における課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額

扶養人数と非課税規定の計算式から算出した各所得金額(例)

	0人	1人	2人	3人
均等割	415,000	919,000	1,234,000	1,549,000
所得割	450,000	1,120,000	1,470,000	1,820,000

人的控除の差額表
 (配偶者控除、配偶者特別控除は、納税者本人の合計所得金額900万円以下の場合)

控除の種類	控除額の差	
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
寡婦控除	1万円	
ひとり親控除	母	5万円
	父	1万円*1
勤労学生控除	1万円	
配偶者控除*2	一般	5万円
	老人	10万円
配偶者特別控除*2	50万円未満*3	5万円
	50万円以上55万円未満*3	3万円
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
基礎控除	同居老親等	13万円
	基礎控除	5万円

*1 ひとり親控除(父)については旧寡婦控除相当の人的控除差1万円をそのまま引き継ぎます。
 *2 納税者本人の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合には異なります。
 *3 配偶者の合計所得金額